

速報！平成17年度税制改正

【平成17年度税制改正大綱】

12月15日(水)に自民・公明の与党2党は平成17年度税制改正大綱を発表しました。所得税と個人住民税の定率減税縮小等、増税色が濃くなっています。減税措置は、住宅ローン減税の対象となる中古住宅の拡大等、小幅に留まっています。

税制改正の内容と今後の対策につきましては、**平成17年1月20日(木)の新春タクトセミナー**でご紹介させていただく予定です。

【住宅税制】

従来、下記の制度の適用要件として、既存住宅の場合、築年数20年以内または25年以内という制限がありました。今回の改正で、築年数20年超または25年超の既存住宅についても、耐震基準への適合を要件に下記の制度の適用が認められることになりました。

< 所得税 >

- ・住宅ローン控除 (H17.4.1以後に取得した既存住宅に適用)
- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 (H17.1.1以後に譲渡資産を譲渡し H17.4.1以後に買換資産の取得をする場合に適用)

< 相続税・贈与税 >

- ・住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例 (H17.4.1以後に取得した既存住宅に適用)

< その他 >

- ・既存住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置
- ・住宅用家屋の所有権の移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置 (H17.4.1以後に取得した既存住宅に適用)

【不動産関連】

	項目	改正前	改正後
法人 個人	法人税 所得税	特定優良賃貸住宅等の割増償却制度 ・割増償却率を21% (耐用年数35年以上は28%)	・割増償却率15% (耐用年数35年以上は20%)
個人	贈与税	農地等に係る贈与税の納税猶予の特例 ・推定相続人が農業の継続等を条件として農地に係る贈与税を猶予	・特例の適用範囲の拡大 (特例適用者がH17.4.1~H20.3.31に特例適用農地等の全てを一定の農業生産法人に使用貸借する場合等)
法人 個人	不動産 取得税	中古住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置 ・既存住宅のうち、床面積、築年数の要件を満たす住宅に適用	・適用対象に新古住宅を加える

【金融・証券税制】

	項目	改正前	改正後
個人	所得税	特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例 ・持ち込み期限はH16.12.31 ・みなし取得価額 (H13.10.1終値80%)も可	・現行制度はH16.12.31で打切りH17.4から新たに実施 (H17.4.1~H21.5.31)するが、実際の取得日及び実際の取得価額に限定
		株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例措置 ・現行はエンジェル税制でのみ適用のある考え方	・H17.4.1以後に特定口座内に保管されていた上場株式等が上場廃止等によって特定管理口座に移された後に、発行会社の清算結了等の事実が発生したときに譲渡損を認識する
		公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例	・廃止

【中小企業・ベンチャー支援税制】

	項目	改正前	改正後
法人	法人税	<u>人材投資（教育訓練）促進税制の創設</u> ・新設	・教育訓練費の増加額の一定割合につき税額控除が可（上限は法人税額 10%）（H17.4.1 以後に開始する事業年度につき適用）（3 年間の措置）

【個人関連】

	項目	改正前	改正後
個人	所得税	<u>定率減税</u> ・所得税の控除率 20%（上限 25 万円） 個人住民税の控除率 15%（上限 4 万円）	・所得税は H18.1 から控除率 10%（上限 12 万 5 千円） 個人住民税は H18.6 徴収分から控除率 7.5%（上限 2 万円）
		<u>寄付金控除の控除対象限度額</u> ・総所得金額等の 25%	・総所得金額等の 30%に引き上げ
	<u>社会保険料控除の添付書類</u>	・国民年金保険料の支払証明書添付が義務化された（H17 年分以後の所得税に適用）	
	住民税	<u>年齢 65 歳以上の非課税措置</u> ・前年の合計所得金額が 125 万円以下	・廃止（H18 年度分以後について適用） ・H17.1.1 において 65 歳以上で前年所得金額が 125 万円以下の者には、経過措置あり

【企業再生】

	項目	改正前	改正後
法人	法人税	<u>債務者側の評価損益及び欠損金の取扱</u> ・法的整理の場合のみ評価損益の計上可、会社更生法のみ期限切れ繰越欠損金の優先利用可	・私的整理等においても法的整理に準じて評価損益の計上、期限切れ繰越欠損金の優先利用が可

【任意組合・匿名組合関連】

	項目	改正前	改正後
個人	所得税	<u>任意組合等における個人組合員（自ら組合事業に深く関与しているものを除く）の不動産所得の損失についての取扱</u> ・新設	・所得税法上、損失はなかったものとみなす（H18 年分以後の所得税、H19 年度分以後の住民税に適用）
法人	法人税	<u>任意組合等の法人組合員（自ら組合事業に深く関与しているものを除く）の損失の取扱</u> ・新設	・組合債務の責任限度が実質的に出資額の場合には損失のうち出資額を超える部分の損金算入はせず、収益保証がある場合には損失全額を損金算入しない（H17.4.1 以後締結される組合契約に適用）

【適用期限が H17.3.31 から H19.3.31 まで 2 年延長された主な特例】

項目	特例の内容
法人税・所得税	高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置及び改良優良賃貸住宅に係る措置 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例
所得税	特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例（エンジェル税制） 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例
印紙税	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置
登録免許税	住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置 住宅用家屋の所有権の移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
不動産取得税	一定の投資信託または一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例

（担当：伊藤里美）